

○国土交通省令第十四号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五十五号）の規定に基づき、並びに海上保安庁法及び国土交通省令組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、港則法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣 前原 誠司

港則法施行規則等の一部を改正する省令

（港則法施行規則の一部改正）

第一条 港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 通則（第一条―第二十一条）

第二章 各則

第一節 釧路港（第二十一条の二）

- 第一節の二 江名港及び中之作港（第二十二條）
- 第一節の三 鹿島港（第二十三條・第二十三條の二）
- 第一節の四 千葉港（第二十四條）
- 第二節 京浜港（第二十五條―第二十九條）
- 第二節の二 名古屋港（第二十九條の二・第二十九條の三）
- 第二節の三 四日市港（第二十九條の四・第二十九條の五）
- 第三節 阪神港（第三十條―第三十三條）
- 第四節 尾道糸崎港（第三十四條）
- 第五節 広島港（第三十五條）
- 第六節 関門港（第三十六條―第四十一條）
- 第七節 高松港（第四十二條）
- 第八節 高知港（第四十三條）
- 第九節 博多港（第四十四條）
- 第十節 長崎港（第四十五條）
- 第十一節 佐世保港（第四十六條）
- 第十二節 細島港（第四十七條・第四十八條）

第十三節 那覇港（第四十九条・第五十条）

附則

第七条中「暴風雨が来る虞のあるとき又は警報信号を掲げた」を「異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずるおそれがある」に改める。

第八条の三中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、同条を第八条の四とする。

第八条の二中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、同条を第八条の三とする。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 法第十四条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路		危険を生ずるおそれのある場合
仙台塩釜港航路		視程が五百メートル以下の状態で、総トン数五百トン以上の船舶が航路を航行する場合
関門港	関門航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が五百メートル以下の状態である場合 二 早鞆瀬戸において潮流をさかのぼって航路を航行する船舶が

	<p>関門第二航路 砂津航路 戸畑航路 若松航路 奥洞海航路 安瀬航路</p>	<p>視程が五百メートル以下の状態である場合</p> <p>潮流の速度に三ノットを加えた速力（対水速力をいう。以下この表及び第三十八条において同じ。）以上の速力を保つことができずに航行するおそれがある場合</p>
--	---	--

第十一条中「阪神港」の下に「水島港」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合においては、この限りではない。

第十五条及び第十六条中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「具して、これを」を「記載した申請書により」に改める。

第二十条の二中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に、「第三十六条の三第三項」を「第三十六条の三第四項」に改める。

第二十条の三（見出しを含む。）中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改め、同条を第二十条の六とし、第二十条の二の次に次の三条を加える。

（港長による情報の提供）

第二十条の三 法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

2 法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 特定船舶が第一項に規定する航路及び特定港内の区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

三 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

四 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報
(情報の聴取が困難な場合)

第二十条の四 法第三十七条の三第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 V H F 無線電話を備えていない場合

二 電波の伝搬障害等により V H F 無線電話による通信が困難な場合

三 他の船舶等と V H F 無線電話による通信を行っている場合

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十条の五 法第三十七条の四第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、V H F 無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第二十三条の二第一項中「総トン数一万五千トン」を「長さ百九十メートル」に改め、「にあつては」の下に「、総トン数」を加え、「入航しようとするときは鹿島水路入口付近に達する予定時刻を、鹿島水路を航行して鹿島港を出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は鹿島港を出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときはにあつては鹿島水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第二十四条第一項中「総トン数一万トン」を「長さ百四十メートル」に改め、「にあつては」の下に「、総トン数」を加え、「又は市原航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、千葉航路又は市原航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときはにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、市原航路を航行

して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

第二十九条第二項中「にあつては千トン」を「にあつては、千トン」に、「、東京西航路又は横浜航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、東京東航路、東京西航路又は横浜航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「又は東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第三項中「又は川崎航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときは除く。）又は鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときは除く。）」、若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事

項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に、「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

第二十九条の三第一項中「五千トン」を「、五千トン」に、「入航しようとするときは東水路入口付近に達する予定時刻を、東水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「五千トン」を「、五千トン」に、「入航しようとするときはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻を、次に掲げる水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとする

ときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）に改め、同条第三項中「予定時刻」を「事項」に改める。

第二十九条の五第一項中「入航しようとするときは当該水路入口付近に達する予定時刻を、第一航路又は午起航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第三十三条第一項中「入航しようとするときは木津川運河入口付近に達する予定時刻を、大船橋以西の木津川運河を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては木津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「入航しようとするときは南港水路入口付近に達する予定時刻を、南港水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号

に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。」に改め、同条第三項中「又は堺泉北第三区に入航しようとするときは堺水路入口付近に達する予定時刻を、堺水路を航行して堺泉北第二区又は堺泉北第三区を出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「若しくは堺泉北第三区に入航し、又は堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区を出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。」に改め、同条第四項中「入航しようとするときは浜寺水路入口付近に達する予定時刻を、浜寺水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。」に改め、同条第五項中「千トン」を「千トン」に、「入航しようとするときは神戸中央航路入口付近に達する予定時刻を、神戸中央航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。」に改め、同条第六項中「

予定時刻」を「事項」に改める。

第三十八条第一項第五号中「を超過して三ノット以上の速度」を「に三ノットを加えた速力以上の速力」に改める。

第四十条第一項中「三千トン」を「、三千トン」に、「早鞆瀬戸水路入口付近に達する予定時刻」を「法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、早鞆瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「入航しようとするときは若松水路入口付近に達する予定時刻を、若松水路又は奥洞海航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第三項中「予定時刻」を「事項」に改める。

第四十三条第一項中「五百トン」を「、五百トン」に、「入航しようとするときは高知水路入口付近に達する予定時刻を、高知水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事

項」に改める。

第四十六条第一項中「入航しようとするときは佐世保水路入口付近に達する予定時刻を、佐世保水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に改める。

第五十条第一項中「入航しようとするときは那覇水路入口付近に達する予定時刻を、那覇水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に改める。

別表第一秋田船川の部秋田区の項中「同防波堤突端から同防波堤の線を南防波堤まで延長した線」を「秋田旧南防波堤灯台（北緯三十九度四十五分三十五秒東経百四十度二分二十秒）から三百二十度三十分千四百二十メートルの地点から二百五十五度三十分南防波堤まで引いた線」に、「けい留施設」を「係留施設」に、「けい留する」を「係留する」に改める。

別表第一徳山下松の部第二区の項中「徳山漁港西防波堤灯台（北緯三十四度二十五秒東経百三十

一度五十分一秒) から百二十七度千五百五十メートル」を「徳山下松港新川防波堤灯台(北緯三十四度十秒東経百三十一度五十一分四十二秒) から二百六十二度千六百七十五メートル」に改める。

別表第一関門の部長府区の項中「部埼灯台」の下に「(北緯三十三度五十七分三十四秒東経百三十一度一分二十三秒)」を加え、同部小倉区の項中「台場鼻灯台(北緯三十三度五十六分五十八秒東経百三十度五十二分二十五秒) から百六十九度三十分三千二百十メートル」を「台場鼻潮流信号所(北緯三十三度五十六分五十九秒東経百三十度五十二分二十五秒) から百六十九度三十分三千二百三十五メートル」に改め、同部西山区の項中「台場鼻灯台」を「台場鼻潮流信号所から百八十二度三十分二十メートルの地点」に改める。

別表第二関門の部関門航路の項中

十 台場鼻灯台から二百二十六度五百メートルの地点

十一 台場鼻灯台から三百二十五度三十分六百三十メートルの地点

十二 六連島灯台から百二十九度千六百十メートルの地点

十 台場鼻潮流信号所から二百二十四度三十分五百十五メートルの地点

十一 台場鼻潮流信号所から三百二十四度三十分六百十五メートルの地点

に

を

十二 六連島灯台（北緯三十三度五十八分四十一秒東経百三十度五十二分四秒）から百二十九度千六百十メートルの地点

改める。

別表第三稚内の項中「稚内港第一副港防波堤灯台（北緯四十五度二十四分四十秒東経百四十一度四十分四十五秒）」を「稚内港第二副港防波堤灯台（北緯四十五度二十四分四十四秒東経百四十一度四十分四十八秒）から二百七度百四十メートルの地点」に改める。

別表第四鹿島の部鹿島水路の項を次のように改める。

鹿島水路		鹿島信号所（
		北緯三十五度 五十五分四十 九秒東経百四 十度四十一分 四十五秒）
色光一閃	毎二秒に白	色光一閃
長さ七十メートル以上の入航船（総トン数千トン	出航船は、出航することができること。	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。
長さ七十メートル以上の入航船（総トン数千トン	出航船は、出航することができること。	

毎六秒に順	<p data-bbox="655 824 919 1032">毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃</p>	
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航し	<p data-bbox="296 1070 919 1984">長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。</p>	<p data-bbox="1091 1070 1355 1984">未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができないこと。</p> <p data-bbox="948 1070 1062 1984">長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の入航船は、入航することができること。</p> <p data-bbox="727 1070 919 1984">長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p data-bbox="512 1070 703 1984">長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。</p> <p data-bbox="296 1070 488 1984">長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。</p>

	<p>次に赤色光 三閃及び白 色光三閃</p>	<p>てはならないこと。</p>
<p>鹿島中央信号 所（北緯三十 五度五十四分 四十五秒東経 百四十度四十 分十三秒）</p>	<p>四十度及び 百三十度方 向に面する 信号板によ る。</p>	<p>入航船は、入航することができること。</p>
<p>点滅</p>	<p>Iの文字の</p>	<p>長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。</p>
<p>Oの文字の</p>		<p>出航船は、出航することができること。</p>
	<p>長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。</p>	

<p>点減</p>	<p>長さ七十メートル以上の入航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p> <p>長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の入航船は、入航することができること。</p>
<p>Fの文字の点減</p>	<p>長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。</p> <p>長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。</p>

Oの文字の 点減	Fの文字の 点減
<p>出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することが</p>

	<p>新港信号所（ 北緯三十五度 三十五分五十 秒東經百四十 度五分二秒）</p>	
	<p>点灯 Xの文字の</p>	<p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航し てはならないこと。</p>
	<p>毎二秒に白 色光一閃</p>	<p>入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百ト ン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待た なければならぬこと。ただし、港長の指示を受 けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満 の出航船は、出航することができること。</p>
	<p>毎二秒に赤 色光一閃</p>	<p>出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百ト ン未満の船舶を除く。）は、航路外において、出 航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航するこ とができること。</p>

市原航路			
千葉灯標信号			
毎二秒に白	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	
入航船は、入航することができること。	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	長さ百四十メートル未満の入出航船は、入出航することができること。	長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。

所

色光一閃	毎二秒に赤色光一閃	毎三秒に順次に赤色光
<p>長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。</p> <p>長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。</p>	<p>出航船は、出航することができること。</p> <p>長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p> <p>長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、航路外において、</p>

路 横浜航 西水路 大黒信号所 大黒信号所 外防波 (横浜 (北緯三十 十七度、百九 十一度及び二 五度二十八	別表第四京浜の部横浜航路の項を次のように改める。	
	色光一閃及び白 色光一閃	出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 。
	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。
		港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。

減 F の 文 字 の 点	減 O の 文 字 の 点	
<p>長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入出航船は、西水路外</p>	<p>出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。</p>

	<p>において、入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。</p>
<p>Xの文字及び Iの文字の交 互点滅</p>	<p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては入出航することができ、東水路から入航しようとする船舶にあつては入航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル未満又は総</p>

	<p>トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。</p>
<p>Xの文字及び Oの文字の交 互点滅</p>	<p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくOの文字の点滅に変わるこ</p>

<p>Xの文字及び Fの文字の交 互点滅</p>	<p>と。 西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては入出航することができ、東水路から入航しようとする船舶にあつては入航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。</p>
----------------------------------	--

東水路 (西水 路を除 いた横	本牧信号所 (北緯三十 五度二十六 分二十一秒	七十五度、百 六十度、二百 七十度及び三 百四十五度方	Xの文字の点 灯	Xの文字の点 滅
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。		航してはならないこと。	西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 西水路外にある入出航船は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、東水路から入航しようとする船舶は、入航することができること。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。	

		浜航路	
		東経百三十 九度四十一 分二十二秒	
減	○の文字の点	減	Iの文字の点
			向に面する信号板による。
	出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外に	入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。	

<p>Xの文字及び Iの文字の交 互点滅</p>	<p>Fの文字の点 滅</p>	
<p>東水路外にある長さ五十メートル以上の入出航することができること。</p>	<p>東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p>	<p>において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>

	<p>Xの文字及び Oの文字の交 互点滅</p>
<p>航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。 ）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。 東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。</p>	<p>東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 東水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。 ）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければ</p>

<p>Xの文字及び Fの文字の交 互点滅</p>	<p>ばならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては入出航することができ、西水路から出航しようとする船舶にあつては出航することができること。</p> <p>東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。</p> <p>東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>東水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受け</p>

<p>た船舶にあつては入出航することができ、西水路から出航しようとする船舶にあつては出航することができ、東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができ、信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。</p>	<p>減 Xの文字の点 東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができ、東水路外にある入出航船は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、西水路から出航しようとする船舶は、出航することができ、信号が、間もなくXの文字の点灯に変わるこ</p>

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第二十条の三関係）

			Xの文字の点 灯	と。 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。
港の 名称	航路	特定港内の区域		
関門	関門航 路及び 関門第 二航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（関門航路及び関門第二航路を除く。）		
		<ul style="list-style-type: none"> 一 部埼灯台から五十六度三十分百六十メートルの地点 二 部埼灯台から三百四十七度四百メートルの地点 三 部埼灯台から三百六度千六百メートルの地点 四 部埼灯台から三百八度千七百二十メートルの地点 五 部埼灯台から三百二度二千三百五十メートルの地点 		

-
-
-
- 六 門司埼灯台から八十九度二千六百三十メートルの地点
 - 七 門司埼灯台から百一度三十分千百八十メートルの地点
 - 八 門司埼灯台から九十一度七百三十メートルの地点
 - 九 門司埼灯台から六十八度百九十メートルの地点
 - 十 門司埼灯台
 - 十一 門司埼灯台から二百十六度二百十メートルの地点
 - 十二 門司埼灯台から二百十一度三十分三百五十メートルの地点
 - 十三 門司埼灯台から百九十七度七百十メートルの地点
 - 十四 門司埼灯台から百八十七度千四百七十メートルの地点
 - 十五 門司埼灯台から二百四度二千二百九十メートルの地点
 - 十六 門司埼灯台から二百二度二千三百五十メートルの地点
 - 十七 門司埼灯台から二百十三度三千百二十メートルの地点
 - 十八 門司船舶通航信号所から四十度三十分千九百四十メートルの地点
 - 十九 門司船舶通航信号所から四十五度九百三十メートルの地点
 - 二十 門司船舶通航信号所から二百四十七度二百三十メートルの地点
 - 二十一 門司船舶通航信号所から二百五十九度千七百四十メートルの地点
-

二十二	門司船舶通航信号所から二百五十八度三十分千八百八十メートルの地点
二十三	門司船舶通航信号所から二百八十六度三十分三千二百メートルの地点
二十四	門司船舶通航信号所から二百八十九度三千百メートルの地点
二十五	門司船舶通航信号所から二百九十一度三千百九十メートルの地点
二十六	門司船舶通航信号所から二百八十八度三千三百五十メートルの地点
二十七	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十五度三十分二千七百七十メートルの地点
二十八	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十度二千七百メートルの地点
二十九	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十度二千五百七十メートルの地点
三十	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十八度二千六百七十メートルの地点
三十一	若松洞海湾口防波堤灯台から百六十四度二千六百四十メートルの地点

三十二	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から百四十八度三十分二千百メートルの
三十三	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から百五十七度千二百八十メートルの地
三十四	点	若松洞海湾口防波堤灯台から二百五度千六百メートルの地点
三十五	点	若松洞海湾口防波堤灯台から二百十二度千八百八十メートルの地
三十六	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十三度千五百九十メートルの
三十七	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から百三十一度百メートルの地点
三十八	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から三百四十九度六十メートルの地点
三十九	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十四度三十分五百メートルの
四十	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から三百一度千九百七十メートルの地点
四十一	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から二百九十六度二千二百十メートルの

四十二	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から二百七十七度三千二百六十メートル
の地点		
四十三	地点	若松洞海湾口防波堤灯台から二百八十六度三十分三千六百十メートルの地点
四十四	点	若松洞海湾口防波堤灯台から三百五度二千七百二十メートルの地点
四十五	点	和合良島島頂から二百五十七度二千八百五十メートルの地点
四十六	点	和合良島島頂から二百五十七度百五十メートルの地点
四十七	点	若松洞海湾口防波堤灯台から十三度二千百七十メートルの地点
四十八	点	若松洞海湾口防波堤灯台から二十度三十分二千百九十メートルの地点
四十九	点	六連島ウドノ鼻から二百二十三度四百八十メートルの地点から百三十三度六百メートルの地点
五十	点	六連島灯台から百九十六度三十分千三百四十メートルの地点
五十一	点	六連島灯台から百七十二度六百九十メートルの地点

五十二 六連島灯台から七十三度百六十メートルの地点

五十三 六連島灯台から三度三十分に引いた線と関門港の境界線とが交わる地点

五十四 六連島灯台から三十七度三十分に引いた線と関門港の境界線とが交わる地点

五十五 六連島灯台から七十六度千七百メートルの地点

五十六 次号に掲げる地点から四十二度四千三百七十メートルの地点

五十七 竹ノ子島台場鼻から三百七十メートルの地点

五十八 若松洞海湾口防波堤灯台から六十八度千九百十メートルの地点

五十九 若松洞海湾口防波堤灯台から八十九度二千七百二十メートルの地点

六十 門司船舶通航信号所から三百二十三度二千九百三十メートルの地点

六十一 門司船舶通航信号所から三百二十度二千四百八十メートルの地点

六十二 門司船舶通航信号所から三百三十三度三十分千六百二十メートルの地点

六十三 門司船舶通航信号所から三百四十三度千六百メートルの地点

六十四	門司船舶通航信号所から三百五十三度千七百メートルの地点
六十五	門司船舶通航信号所から七度三十分千六百八十メートルの地点
六十六	門司船舶通航信号所から十三度三十分千八百九十メートルの地点
六十七	門司埼灯台から二百二十二度四千二百二十メートルの地点
六十八	門司埼灯台から二百二十八度三十分三千九百八十メートルの地点
六十九	門司埼灯台から二百四十度三千四百十メートルの地点
七十	門司埼灯台から二百三十八度三千二百五十メートルの地点
七十一	門司埼灯台から二百三十七度二千八百四十メートルの地点
七十二	門司埼灯台から二百三十九度二千三百六十メートルの地点
七十三	門司埼灯台から二百四十四度二千メートルの地点
七十四	門司埼灯台から二百五十七度九百メートルの地点
七十五	門司埼灯台から三百二十五度五百七十メートルの地点
七十六	門司埼灯台から三十度千八メートルの地点
七十七	部埼灯台から三百二十四度三十分四千五十メートルの地点
七十八	部埼灯台から三百三十八度四千二十メートルの地点
七十九	部埼灯台から三百四十度三千八百七十メートルの地点

八十	部埼灯台から三百四十三度四千三十メートルの地点
八十一	次号に掲げる地点から三百三十九度三千五十メートルの地点
八十二	部埼灯台から五十六度三十分千九百五十メートルの地点

(海上交通安全法施行規則の一部改正)

第二条 海上交通安全法施行規則(昭和四十八年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第八条」に、「(第八条―第十条)」を「(第九条)」に、「第十一条」

を「第十条」に、「第四節 灯火等(第二十二条・第二十三条)」を「第四節 灯火等(第二十二

条・第二十三条)に改める。

を援助するための措置(第二十三条の二―第二十三条の四)」

第二条第一項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第四条の表中「(対水速力をいう。以下同じ。)」を削る。

第五条の見出し中「追い越し」を「追越し」に改め、同条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(追越しの禁止)

第五条の二 法第六条の二の国土交通省令で定める航路の区間は、来島海峡航路のうち、今治船舶

通航信号所（北緯三十四度五分二十五秒東經百三十二度五十九分十六秒）から四十六度へ引いた線と津島船舶通航信号所（北緯三十四度九分七秒東經百三十二度五十九分三十秒）から二百八度へ引いた線との間の区間とする。

2 法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第四条に規定する緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が四ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が四ノット未満で航行している船舶とする。

第六条の見出しを「（進路を知らせるための措置）」に改め、同条中「行先の表示は、汽笛を備えていない船舶及び総トン数百トン未満の船舶以外の船舶で別表第二の上欄に掲げるもの」を「信号による表示は、別表第二の上欄に掲げる船舶」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第七条の国土交通省令で定める船舶は、信号による表示を行う場合にあつては総トン数百トン未満の船舶とし、次項に掲げる措置を講じる場合にあつては船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶とする。

2 法第七条の国土交通省令で定める措置は、船舶自動識別装置により目的地に関する情報を送信することとする。

第六条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による措置は、当該航路を航行する間、仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報について、海上保安庁長官が告示で定める記号により、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信することにより行わなければならない。

第八条を削る。

第二章第一節中第七条の次に次の一条を加える。

(航路外での待機の指示)

第八条 法第十条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路の名称	危険を生ずるおそれのある場合
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、総トン数五万トン（積載している危険物が液化ガスである場合には、総トン数

<p>明石海峡航路</p>	<p>伊良湖水道航路</p>	
<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危 険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p> <p>二 視程が千メートル以下の状態で、巨大船、総トン数一万トン以上の危 険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p>	<p>二万五千トン）以上の危険物積載船（以下この表及び第十五条において 「特別危険物積載船」という。）又は船舶、いかだその他の物件を引き 、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物 件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離 が二百メートル以上の船舶（以下この表において「長大物件えい航船等 」という。）が航路を航行する場合</p> <p>二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、総 トン数一万トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航 行する場合</p>

	備讃瀬戸東航路 宇高東航路 宇高西航路 備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路	水島航路
<p> 險物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が百六十メートル以上である船舶が航路を航行する場合 </p>	<p> 次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 </p>	<p> 次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 </p>

来島海峡航路

次の各号のいずれかに該当する場合

- 一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合
- 二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が百メートル以上である船舶が航路を航行する場合
- 三 潮流をさかのぼつて航路を航行する船舶が潮流の速度に四ノットを加えた速力以上の速力を保つことができずに航行するおそれがある場合

2 前項に定めるもののほか、伊良湖水道航路内において巨大船と長さ百三十メートル以上の船舶

(巨大船を除く。)とが行き会うことが予想される場合及び水島航路内において巨大船と長さ七十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)とが行き会うことが予想される場合には、法第十条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、海上保安庁長官が告示で定めるところによりVHF無線電話その他の適切な方法により行うとともに、同表の中欄に掲げる信号の方

法により行うものとする。この場合において、同欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の名称	信号所の名 称及び位置	信号の方法		信号の意味
		昼間	夜間	
伊良湖水道航路	伊良湖水道航路管制信号所 (北緯三十四度三十四分五 十秒東経百三 十七度一分)	百五十三度及び二百 九十三度方向に面す る信号板による。	Nの文字の点滅	伊良湖水道航路を南東の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶(巨 大船を除く。)は、航路外で待機しなけれ ばならないこと。
			Sの文字の点滅	伊良湖水道航路を北西の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶(巨 大船を除く。)は、航路外で待機しなけれ ばならないこと。

	水島航路		水島航路西ノ 埼管制信号所 (北緯三十四 度二十六分九 秒東経百三十 三度四十七分 十二秒)	Nの文字及びSの文 字の交互点滅	Sの文字の点滅
伊良湖水道航路を航行しようとする長さ百 三十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)は、航路外で待機しなければならないこ と。	/	水島航路を南の方向に航行しようとする長 さ七十メートル以上の船舶(巨大船を除く)は、航路外で待機しなければならない こと。	水島航路を北の方向に航行しようとする長 さ七十メートル以上の船舶(巨大船を除く)は、航路外で待機しなければならない		

3

前項の場合において、信号装置の故障その他の事由により前項の信号の方法を用いることがで

	<p>水島航路三ツ子島管制信号所（北緯三十四度二十二分十九秒東経百三十三度四十九分二十三秒及び北緯三十四度二十二分十八秒東経百三十三度四十九分二十一秒）</p>	<p>五十五度及び百十五度方向に面する信号板並びに二百二十五度及び三百度方向に面する信号板による。</p>	<p>こと。</p>
<p>Sの文字の点滅</p>	<p>Nの文字の点滅</p>	<p>水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。</p> <p>水島航路を北の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。</p>	
<p>こと。</p>	<p>こと。</p>		

きないときの信号の方法は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、その意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の 名称	海上保安庁の船 舶が信号を行う 位置	信号の方法		信号の意味
		昼間	夜間	
伊良湖水 道航路	神島灯台（北緯 三十四度三十二 分五十五秒東経 百三十六度五十 九分十一秒）か ら三百四十度三 千五百四十メー トルの地点付近	縦に上から国 際信号旗の第 一代表旗一 旒 ^{りゆう} 及びL旗 一旒 ^{りゆう}	発光信号によ るモールス符 号のRZSの 信号	伊良湖水道航路を南東の方向に 航行しようとする長さ百三十メ ートル以上の船舶（巨大船を除 く。）は、航路外で待機しなけ ればならないこと。
伊良湖岬灯台（ 北緯三十四度三		縦に上から国 際信号旗の第	発光信号によ るモールス符	伊良湖水道航路を北西の方向に 航行しようとする長さ百三十メ

水島航路		
太濃地島三角点 (北緯三十四度	神島灯台から三 百四十度三千五 百四十メートル の地点付近及び 伊良湖岬灯台か ら百六十度三千 五百メートルの 地点付近	十四分四十六秒 東経百三十七度 五十八秒)から 百六十度三千五 百メートルの地 点付近
縦に上から国 際信号旗の第	縦に上から国 際信号旗の第 三代表旗一 旒及びL旗 一旒	二代表旗一 旒及びL旗 一旒
発光信号によ るモールス符	発光信号によ るモールス符 号のRZSN の信号	号のRZNの 信号
水島航路を南の方向に航行しよ うとする長さ七十メートル以上	伊良湖水道航路を航行しよう とする長さ百三十メートル以上の 船舶(巨大船を除く。)は、航 路外で待機しなければならぬ こと。	トール以上の船舶(巨大船を除 く。)は、航路外で待機しなけ ればならないこと。

<p>二十六分五十二秒東経百三十三度四十五分十二秒) から九十七度千四百メートルの地点付近</p>	<p>一代表旗一 旒及びL旗 一旒</p>	<p>号のRZSの 信号</p>	<p>の船舶(巨大船を除く。)は、 航路外で待機しなければなら ないこと。 水島航路を北の方向に航行し よ うとする長さ七十メートル以 上の船舶(巨大船を除く。)は、 航路外で待機しなければなら ないこと。</p>
<p>鍋島灯台(北緯三十四度二十二分五十七秒東経百三十三度四十九分二十五秒)から二百三十度千五百メートルの地点付近</p>	<p>縦に上から国 際信号旗の第 一代表旗一 旒及びL旗 一旒</p>	<p>縦に上から国 際信号旗の第 一代表旗一 旒及びL旗 一旒</p>	<p>縦に上から国 際信号旗の第 一代表旗一 旒及びL旗 一旒</p>

		旒 <small>りゆう</small> 及びし旗 <small>し</small> 一 旒 <small>りゆう</small>	信号	航路外で待機しなければなら いこと。
--	--	--	----	-----------------------

備考 天候の状況等により夜間の信号を昼間用いる場合がある。
 第九条を削る。

第十条中第三項を第六項とし、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 法第二十条第四項の規定による通報は、来島海峡航路において転流する時刻の一時間前から転流する時刻までの間に同航路を航行しようとする船舶が次の各号に定める線を横切つた後直ちに海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 梶島三角点（北緯三十四度七分二十一秒東経百三十三度九分三十一秒）から三百二十五度二百二十メートルの地点から三百二十五度に陸岸まで引いた線
- 二 梶島三角点から二百十八度三百二十メートルの地点から二百十八度に陸岸まで引いた線
- 三 比岐島灯台（北緯三十四度三分三十秒東経百三十三度五分五十四秒）から二百十八度二百二十メートルの地点から二百十八度に陸岸まで引いた線
- 四 大浜潮流信号所から百二十度三百メートルの地点から百二十度四千二百八十メートルの地点

まで引いた線及び同地点から百八十九度に陸岸まで引いた線

五 小島東灯標（北緯三十四度七分四十四秒東経百三十二度五十九分二秒）から百九十九度四百七十メートルの地点から百九十九度に陸岸まで引いた線

六 小島東灯標と大角鼻（北緯三十四度八分三十四秒東経百三十二度五十六分三十一秒）とを結んだ線

七 大角鼻から二百五十度四千三百三十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百五度に陸岸まで引いた線

八 来島梶取鼻灯台（北緯三十四度七分六秒東経百三十二度五十三分三十三秒）から二百七十二度九十メートルの地点から二百七十二度に陸岸まで引いた線

九 斎島東端（北緯三十四度七分十六秒東経百三十二度四十八分二秒）から〇度に陸岸まで引いた線

十 アゴノ鼻灯台（北緯三十四度十分五十七秒東経百三十二度五十五分五十六秒）から二百五十五度に陸岸まで引いた線

十一 アゴノ鼻灯台から七十五度三千九百七十メートルの地点まで引いた線及び同地点から百五十九度三十分に陸岸まで引いた線

十二 津島船舶通航信号所から百四十一度三百メートルの地点から百四十一度に陸岸まで引いた線

線

4 法第二十条第四項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 船舶の名称
 - 二 海上保安庁との連絡手段
 - 三 航行する速力
 - 四 航路外から航路に入ろうとする時刻
- 第十条に第一項として次の一項を加える。

法第二十条第一項第五号の国土交通省令で定める速力は、潮流の速度に四ノットを加えた速力とする。

第二章第二節中第十条を第九条とする。

第二章第三節中第十一条の前に次の一条を加える。

(巨大船に準じて航行に関する通報を行う船舶)

第十条 法第二十二條第二号の国土交通省令で定める長さは、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の名称	長さ
浦賀水道航路	百六十メートル

中ノ瀬航路	百六十メートル
伊良湖水道航路	百三十メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	百六十メートル
宇高東航路	百六十メートル
宇高西航路	百六十メートル
備讃瀬戸北航路	百六十メートル
備讃瀬戸南航路	百六十メートル
水島航路	七十メートル
来島海峡航路	百六十メートル

第十一条第一項中「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、同条第三項中「行ない」を「行い」に改める。

第十二條の見出しを「(物件えい航船等)」に改め、同条中「第二十二條第三号」を「第二十二條第四号」に、「二百メートル」を「次の表の上欄に掲げる航路」とに同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同条に次の表を加える。

航路の名称	距離
浦賀水道航路	二百メートル
中ノ瀬航路	二百メートル
伊良湖水道航路	二百メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	二百メートル
宇高東航路	二百メートル
宇高西航路	二百メートル
備讃瀬戸北航路	二百メートル
備讃瀬戸南航路	二百メートル
水島航路	二百メートル
来島海峡航路	百メートル

第十三条第一号中「及び総トン数」を「、総トン数及び長さ」に改め、同条第四号中「連絡方法」を「連絡手段」に改め、同条第六号中「長さ及び」を削り、同条第七号中「第十一条各号」を「第十一条第一項各号」に改め、同条第八号中「長大物件えい航船等」を「物件えい航船等」に、「第二十二号第三号」を「第二十二号第四号」に改める。

第十四条第一項中「巨大船、積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等」を「次の各号に掲げる船舶」に、「長大物件えい航船等」を「物件えい航船等」に改め、同条第一項に次の四号を加える。

一 巨大船

二 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶を除く。）

三 積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船

四 物件えい航船等

第十四条第二項中「危険物積載船（巨大船である船舶、積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船である船舶又は長大物件えい航船等である船舶を除く。）を「次の各号に掲げる船舶」に、「及び」を「に掲げる事項及び危険物積載船である船舶にあつては同条」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

一 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶に限る。）

二 危険物積載船（前項各号に掲げる船舶を除く。）

第十五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上

げ、同項第八号中「危険物積載船で総トン数五万トン（積載している危険物が液化ガスである場合にあつては、総トン数二万五千トン）以上のもの」を「特別危険物積載船」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「前項第六号、第八号又は第九号」を「前項第五号、第七号又は第八号」に改める。

第十六条第一項中「海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第四号」を「令第四条」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置

（海上保安庁長官による情報の提供）

第二十三条の二 法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2 法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 特定船舶が航路及び第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

三 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

四 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報
(情報の聴取が困難な場合)

第二十三条の三 法第二十九条の二第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 V H F無線電話を備えていない場合

二 電波の伝搬障害等によりV H F無線電話による通信が困難な場合

三 他の船舶等とV H F無線電話による通信を行っている場合

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十三条の四 法第二十九条の三第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第三十条第四号中「第五条」の下に「、法第六条の二」を加える。

第三十二条第一項中「第十四条第三項（法第十八条第四項において準用する場合を含む。）を「第十条の二、法第二十条第三項及び第四項」に、「及び法第二十三条」を「、法第二十三条、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項」を「法第三十一条第一項」に、「第三十二条」を「法第三十二条」に改め、同条第五項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第二十二条及び法第二十三条」を「第十条の二、法第二十二條、法第二十三条、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 法第二十条第三項及び第四項の規定による権限 来島海峡海上交通センター
第三十二条第五項第四号を同項第三号とする。

別表第二備考第一項中「第二代表旗」の下に「、N旗」を加え、同表の次に次の一表を加える。
別表第三（第二十三条の二関係）

航路の名称	海 域
浦賀水道航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十三号に掲

- げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。）
- 一 木更津港防波堤西灯台（北緯三十五度二十二分三十七秒東経百三十九度五十一分四十秒）から四十九度四千八百三十メートルの地点から二百九十度八千四十メートルの地点
 - 二 前号に掲げる地点から二百三十二度四千五百メートルの地点
 - 三 前号に掲げる地点から二百一度二千五百メートルの地点
 - 四 第二海堡灯台から十三度三千七百九十メートルの地点
 - 五 第二海堡灯台から三百十四度百三十メートルの地点
 - 六 観音埼灯台から八十九度三千九百メートルの地点
 - 七 浜金谷港防波堤灯台（北緯三十五度十分十五秒東経百三十九度四十八分五十八秒）から二百七十度二千四百八十メートルの地点
 - 八 浜金谷港防波堤灯台から二百七十度九千七百二十メートルの地点
 - 九 次号に掲げる地点から海瀬島灯台（北緯三十五度十二分四十三秒東経百三十九度四十四分七秒）を見通し七千メートルの地点
 - 十 観音埼灯台から九十度千メートルの地点
 - 十一 横須賀市夏島町北端（北緯三十五度十九分四十九秒東経百三十九度

	伊良湖水道航路
<p>三十八分二十七秒) から六十四度二千四百七十メートルの地点から四十六度三十分千四百五十メートルの地点</p> <p>十二 次号に掲げる地点から二百十九度六千メートルの地点</p> <p>十三 東京灯標 (北緯三十五度三十三分五十八秒東経百三十九度四十九分四十一秒) から二十五度三十分九千二百八十メートルの地点から百九十九度五千三百七十メートルの地点から百九十度一万六千メートルの地点から二百三十三度九千三百六十メートルの地点</p>	<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十一号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 (航路を除く。)</p> <p>一 神島灯台から百五十四度に引いた線と大山三角点 (北緯三十四度三十六分七秒東経百三十七度八分四十七秒) から石鏡灯台 (北緯三十四度二十六分四十秒東経百三十六度五十五分二十五秒) まで引いた線とが交わる地点</p> <p>二 神島灯台から九十五度二千二百メートルの地点</p> <p>三 神島灯台から三百四十六度三十分二千五百六十メートルの地点</p> <p>四 神島灯台から三百度三十分四千七百六十メートルの地点</p>

	<p>明石海峡航路</p>
<p>五 神島灯台から三百二十一度三十分六千五百六十メートルの地点</p> <p>六 伊良湖岬灯台から三百七度三十分六千七百七十メートルの地点</p> <p>七 伊良湖岬灯台から三百二十八度三十分四千四百メートルの地点</p> <p>八 伊良湖岬灯台から二百七十六度三十分二千二百八十メートルの地点</p> <p>九 伊良湖岬灯台から百六十七度三十分二千五百メートルの地点</p> <p>十 伊良湖岬灯台から百二十度三十分四千六百八十メートルの地点</p> <p>十一 伊良湖岬灯台から百三十六度三十分に引いた線と大山三角点から石鏡灯台まで引いた線とが交わる地点</p>	<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。）</p> <p>一 平磯灯標から百五十一度七千メートルの地点</p> <p>二 平磯灯標から百九十度六千二百三十メートルの地点</p> <p>三 平磯灯標から二百十五度三千六百五十メートルの地点</p> <p>四 江崎灯台から五十度千四百五十メートルの地点</p> <p>五 江崎灯台から三百二十八度三十分九百八十メートルの地点</p> <p>六 江崎灯台から二百四十度七千二百二十メートルの地点</p>

	<p>七 江崎灯台から二百九十一度六千七百メートルの地点</p> <p>八 江崎灯台から三十度三千三百メートルの地点</p> <p>九 平磯灯標から二百十五度千七百五十メートルの地点</p> <p>十 平磯灯標から九十度三千三百八十メートルの地点</p>
<p>備讃瀬戸東航路</p> <p>宇高東航路</p> <p>宇高西航路</p> <p>備讃瀬戸北航路</p> <p>備讃瀬戸南航路</p> <p>水島航路</p>	<p>第一号から第八十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち第八十五号から第八十八号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十五号に掲げる地点と第八十八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域並びに第八十九号から第九十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十九号に掲げる地点と第九十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域以外の海域（航路を除く。）</p> <p>一 地蔵埼灯台（北緯三十四度二十四分五十七秒東経百三十四度十四分七秒）から百八十度三十分三千九百メートルの地点</p> <p>二 カナワ岩灯標（北緯三十四度二十五分十八秒東経百三十四度七分四十九秒）から百二十四度三十分千二百メートルの地点</p> <p>三 カナワ岩灯標から六十一度二百八十メートルの地点</p>

-
- 四 カナワ岩灯標から二百七十八度三十分四百メートルの地点
 - 五 カナワ岩灯標から二百六十三度三十分千メートルの地点
 - 六 男木島灯台から百十七度千八百五十メートルの地点
 - 七 男木島灯台から六十八度五百メートルの地点
 - 八 男木島灯台から三百五十七度三十分二百七十メートルの地点
 - 九 男木島灯台から二百四十五度四千四百七十メートルの地点
 - 十 俎石灯標（北緯三十四度二十六分五十秒東経百三十三度五十八分九秒）から百四十九度三十分四千四百六十メートルの地点
 - 十一 俎石灯標から百五十四度三十分五千四百二十メートルの地点
 - 十二 小槌島灯台（北緯三十四度二十三分四十七秒東経百三十三度五十五分二十二秒）から百度三十分五千五百二十メートルの地点
 - 十三 小槌島灯台から七十四度千九百二十メートルの地点
 - 十四 小槌島灯台から六十七度三十分千九百四十メートルの地点
 - 十五 小槌島灯台から六十四度千四百二十メートルの地点
 - 十六 小槌島灯台から二百五十一度二千九百十メートルの地点
 - 十七 小槌島灯台から二百三十九度三十分四千メートルの地点
-

-
- 十八 小瀬居島灯台（北緯三十四度二十二分二十六秒東経百三十三度五十分一分七秒）から百四十三度七百十メートルの地点
- 十九 小瀬居島灯台から三十七度二百三十メートルの地点
- 二十 小瀬居島灯台から二百八十六度三十分百九十メートルの地点
- 二十一 鍋島灯台から百七十度三十分二千六百メートルの地点
- 二十二 鍋島灯台から百八十四度三十分二千八百八十メートルの地点
- 二十三 鍋島灯台から百九十二度三十分四千七百七十メートルの地点
- 二十四 牛島灯標（北緯三十四度二十二分東経百三十三度四十六分四十七秒）から百八十四度三十分三千九百六十メートルの地点
- 二十五 二面島灯台（北緯三十四度十八分五秒東経百三十三度三十七分十九秒）から九十五度三十分七千百十メートルの地点
- 二十六 二面島灯台から百四度三十分六千五百五十メートルの地点
- 二十七 二面島灯台から百九十一度千五百四十メートルの地点
- 二十八 二面島灯台から二百十四度三十分四百九十メートルの地点
- 二十九 二面島灯台から九十五度三十分四千二百九十メートルの地点
- 三十 高見港南防波堤灯台（北緯三十四度十八分二十九秒東経百三十三度
-

-
- 四十分五十七秒) から七十度三十分八百九十メートル
- 三十一 高見港南防波堤灯台から六十七度三十分千五百三十メートル
- 三十二 板持鼻灯台 (北緯三十四度十九分三十二秒東経百三十三度三十九分四十七秒) から六十四度千七百四十メートルの地点
- 三十三 板持鼻灯台から六十九度三十分五十メートルの地点
- 三十四 二面島灯台から五十一度二千六百二十メートルの地点
- 三十五 二面島灯台から五度五百六十メートルの地点
- 三十六 二面島灯台から三百四十二度三十分千五百八十メートルの地点
- 三十七 板持鼻灯台から三十二度二千三百五十メートルの地点
- 三十八 牛島灯標から二百七十九度千七百十メートルの地点
- 三十九 牛島灯標から二百七十九度千四百七十メートルの地点
- 四十 牛島灯標から三百五度千六十メートルの地点
- 四十一 牛島灯標から三百九度千二百二十メートルの地点
- 四十二 牛島灯標から三十四度三十分二千六百六十メートルの地点
- 四十三 向笠島三角点 (北緯三十四度二十四分二十二秒東経百三十三度四十七分二秒) から百六度六百十メートルの地点
-

-
- 四十四 太濃地島三角点から百三十九度三千六百四十メートルの地点
- 四十五 下津井港一文字防波堤西灯台（北緯三十四度二十六分十七秒東経百三十三度四十七分三十秒）から二百三十三度千九百四十メートルの地点
- 四十六 六口島灯標（北緯三十四度二十五分五十四秒東経百三十三度四十五分三十八秒）から百四度三十分九百四十メートルの地点
- 四十七 六口島灯標から三百五十度三十分千二百五十メートルの地点
- 四十八 次号に掲げる地点から二百七十七度三十分九百十メートルの地点
- 四十九 三百山三角点（北緯三十四度二十六分五十八秒東経百三十三度四十六分五十秒）から二百二十六度千三百十メートルの地点
- 五十 三百山三角点から二百二十六度千百十メートルの地点
- 五十一 下津井港一文字防波堤西灯台から百九十七度千二百八十メートルの地点
- 五十二 下津井港一文字防波堤西灯台から百七十七度三十分二千二百三十メートルの地点
- 五十三 下津井港一文字防波堤西灯台から百六十七度三十分三千四百四十
-

メートルの地点

- 五十四 鍋島灯台から二百九十五度三十分千六百七十メートルの地点
五十五 鍋島灯台から二百八十八度三十分八百十メートルの地点
五十六 鍋島灯台から二百七十三度八百メートルの地点
五十七 鍋島灯台から百五十九度百二十メートルの地点
五十八 鍋島灯台から九十五度三十分二百五十メートルの地点
五十九 鍋島灯台から四十七度三十分二百五十メートルの地点
六十 小瀬居島灯台から三百十六度三十分二千四十メートルの地点
六十一 小瀬居島灯台から三百二十四度二千七百九十メートルの地点
六十二 小槌島灯台から三百五十一度二千七百八十メートルの地点
六十三 小槌島灯台から三百五十五度二千百三十メートルの地点
六十四 小槌島灯台から九度二千三百七十メートルの地点
六十五 小槌島灯台から二度三十分二千九百七十メートルの地点
六十六 小槌島灯台から七度三十分三千百メートルの地点
六十七 小槌島灯台から二十度三十分三千四百九十メートルの地点
六十八 小槌島灯台から十一度四千九百メートルの地点
-

-
- 六十九 俎石灯標から五十八度六百七十メートルの地点
- 七十 俎石灯標から七十七度三十分六百八十メートルの地点
- 七十一 俎石灯標から七十七度三十分八百五十メートルの地点
- 七十二 俎石灯標から百二十九度三十分二千二百二十メートルの地点
- 七十三 俎石灯標から百九度三十分三千百五十メートルの地点
- 七十四 俎石灯標から百十一度三千六百五十メートルの地点
- 七十五 男木島灯台から二百七十二度四千六百メートルの地点
- 七十六 男木島灯台から二百八十度四千二百メートルの地点
- 七十七 男木島灯台から二百八十三度四千三百三十メートルの地点
- 七十八 男木島灯台から三百五十二度三千二十メートルの地点
- 七十九 カナワ岩灯標から二十三度三十分三千二百二十メートルの地点
- 八十 地蔵埼灯台から二百八十度六百二十メートルの地点
- 八十一 地蔵埼灯台から二百十三度三十分七百メートルの地点
- 八十二 地蔵埼灯台から百六十九度六百四十メートルの地点
- 八十三 地蔵埼灯台から百二十九度七百メートルの地点
- 八十四 地蔵埼灯台から百二十一度千五百メートルの地点
-

	来島海峡航路
<p>八十五 鍋島灯台から百七十三度九百八十メートルの地点</p> <p>八十六 鍋島灯台から百七十七度千百七十メートルの地点</p> <p>八十七 鍋島灯台から百九十二度千百八十メートルの地点</p> <p>八十八 鍋島灯台から二百二度九百メートルの地点</p> <p>八十九 牛島灯標から八十五度三十分八百三十メートルの地点</p> <p>九十 牛島灯標から百二十五度千三百五十メートルの地点</p> <p>九十一 牛島灯標から百六十七度千四百二十メートルの地点</p> <p>九十二 牛島灯標から二百四度三十分千四百五十メートルの地点</p> <p>九十三 牛島灯標から二百四十一度千二百十メートルの地点</p> <p>九十四 牛島灯標から二百九十七度八十メートルの地点</p>	<p>第一号から第三十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第三十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち第三十三号から第三十七号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第三十三号に掲げる地点と第三十七号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域、第三十八号から第四十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第三十八号に掲げる地点と第四十二号に掲げる地点とを結んだ線により</p>

囲まれた海域並びに第四十三号から第四十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第四十三号に掲げる地点と第四十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域以外の海域（航路を除く。）

- 一 燧灘沖ノ瀬灯標（北緯三十四度六分十九秒東経百三十三度六分二十一秒）から六十五度五千百七十メートルの地点
 - 二 燧灘沖ノ瀬灯標から六十三度四千三百六十メートルの地点
 - 三 燧灘沖ノ瀬灯標から八十度三十分三千九百五十メートルの地点
 - 四 比岐島灯台から三十九度三十分千五百メートルの地点
 - 五 比岐島灯台から三百十四度三十分千六百九十メートルの地点
 - 六 比岐島灯台から二百五十四度三十分千二百二十メートルの地点
 - 七 比岐島灯台から二百十五度六百七十メートルの地点
 - 八 比岐島灯台から二百十七度千九百二十メートルの地点
 - 九 竜神島灯台から百六十九度三十分四千二十メートルの地点
 - 十 小島東灯標から百七十六度三十分二千六百九十メートルの地点
 - 十一 小島東灯標から百八十度三十分二千三百九十メートルの地点
 - 十二 小島東灯標から百八十度三十分二千三百二十メートルの地点
-

-
- 十三 小島東灯標から百八十三度三十分二千百十メートルの地点
- 十四 小島東灯標から百九十七度千四百二十メートルの地点
- 十五 小島東灯標から六十四度三十分二百五十メートルの地点
- 十六 桴磯灯標（北緯三十四度八分四十四秒東経百三十二度五十六分五秒）から百十六度七百四十メートルの地点
- 十七 来島梶取鼻灯台から二百七十二度二千六百二十メートルの地点
- 十八 来島梶取鼻灯台から二百七十二度七千七百九十メートルの地点
- 十九 来島梶取鼻灯台から二百七十五度三十分八千百メートルの地点
- 二十 来島梶取鼻灯台から三百十二度六千二百五十メートルの地点
- 二十一 来島梶取鼻灯台から三百三十度五千二百七十メートルの地点
- 二十二 桴磯灯標から三百二十八度二千九百九十メートルの地点
- 二十三 桴磯灯標から十八度二千九百四十メートルの地点
- 二十四 小島東灯標から四度三十分二千二百八十メートルの地点
- 二十五 小島東灯標から四度三十分二千二百五十メートルの地点
- 二十六 小島東灯標から十二度二千四百四十メートルの地点
- 二十七 小島東灯標から七十九度二千九百六十メートルの地点
-

-
- 二十八 小島東灯標から八十四度二千七百六十メートルの地点
- 二十九 竜神島灯台から二百八十二度千四百四十メートルの地点
- 三十 竜神島灯台から百九十八度六百六十メートルの地点
- 三十一 竜神島灯台から百十六度八百十メートルの地点
- 三十二 燧灘沖ノ瀬灯標から二十一度三十分六千百メートルの地点
- 三十三 ナガセ鼻灯台（北緯三十四度七分五秒東経百三十二度五十九分四十六秒）から六十度千五百メートルの地点
- 三十四 ナガセ鼻灯台から七十度三十分千五百七十メートルの地点
- 三十五 ナガセ鼻灯台から八十四度三十分千四百五十メートルの地点
- 三十六 ナガセ鼻灯台から七十四度七百七十メートルの地点
- 三十七 ナガセ鼻灯台から四十一度千二百五十メートルの地点
- 三十八 ナガセ鼻灯台から八十四度三十分八百八十メートルの地点
- 三十九 ナガセ鼻灯台から九十五度八百八十メートルの地点
- 四十 ナガセ鼻灯台から百十一度七百五十メートルの地点
- 四十一 ナガセ鼻灯台から九十八度四百五十メートルの地点
- 四十二 ナガセ鼻灯台から七十七度五百三十メートルの地点
-

四十三	馬島三角点（北緯三十四度七分七秒東經百三十二度五十九分三十八秒）から三百五十四度六百六十メートルの地点
四十四	馬島三角点から三十四度四百六十メートルの地点
四十五	馬島三角点から百六十六度八百メートルの地点
四十六	ウズ鼻灯台から百八十度百四十メートルの地点
四十七	ウズ鼻灯台から二百十七度百十メートルの地点
四十八	馬島三角点から二百七十度五百二十メートルの地点
四十九	馬島三角点から三百二十四度五百六十メートルの地点

（海上保安庁組織規則の一部改正）

第三条 海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第十四条第三項（同法第十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の規定による指示並びに同法第二十二条の規定による通報」を「第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二條の規定による通報、同法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報

告」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改め、「信号」の下に「、同法第三十六条の三第二項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による通報、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による制限等及び同法第三十七条第四項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。

別表第十五海上交通センターの項第三号から第五号までを次のように改める。

三 本部長の指定する海域に係る第一号の船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務

四 本部長の指定する海域に係る港則法第三十六条の三第一項の規定による信号、同条第二項の規定による通報の受理、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

五 本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二條の規定による通報の受理、同法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第二条の規定に基づき行う通報については、この省令の施行前においても、この省令による改正後の港則法施行規則第二十三条の二、第二十四条、第二十九条第二項から第五項まで、第二十九条の三、第二十九条の五、第三十三条、第四十条、第四十三条、第四十六条及び第五十条並びに海上交通安全法施行規則第十条から第十三条まで並びに第十四条第一項及び第二項の規定を適用する。

(船舶設備規程の一部改正)

第三条 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九号表備考第七号中「により行先を表示」を「による表示を」に、「第六条」を「第六条第三項」に改める。

第九号表の二国際信号旗の項中「により行先を表示」を「による表示を」に、「第六条」を「第六条第三項」に改める。

（港湾法施行規則の一部改正）

第四条 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号口中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第五条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条の七中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改める。